

令和9年度全国高等学校総合体育大会総合開会式実施計画 策定業務に係る企画提案募集要項

1 委託業務の名称

令和9年度全国高等学校総合体育大会総合開会式実施計画策定業務

2 業務の内容

別添「令和9年度全国高等学校総合体育大会総合開会式実施計画策定業務委託仕様書

3 業務の内容

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日（火）まで（予定）

4 委託料上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（注）委託契約金額は、令和9年度全国高等学校総合体育大会神奈川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の予算の範囲内において、選定した者の企画提案書の内容に基づき算定した額（見積額）とする。

5 参加資格

参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間にわたって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の法人で構成されるグループとし、それぞれ次の要件に該当する者とする。

（1）法人の場合

- ア 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 仕様書に定める業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な経営基盤を有すること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- オ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- カ 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していること。
- キ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- ク 県税その他の租税を完納していること。
- ケ 本プロポーザルへの参加に関して、他のグループの構成員を兼ねていないこと。
- コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- サ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- シ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- ス 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会することについて同意できること。
- セ 過去10年間に全国高等学校総合体育大会、若しくは国民スポーツ大会（旧：国民体育大会）、全国障害者スポーツ大会等の契約の相手方が国、地方公共団体等である大規模イベント開催にかかる企画・運営等業務を受託した実績を有すること。

ソ 神奈川県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(2) 複数の法人で構成されるグループの場合

- ア 仕様書に示す業務を履行する能力を有するグループであること。
- イ すべての構成員が、上記(1)イ～スに掲げる要件を満たしていること。
- ウ 構成員のいずれかが、上記(1)セに掲げる要件を満たしていること。
- エ 構成員のいずれかが、上記(1)ソに掲げる要件を満たしていること。

6 スケジュール

(1) 参加意思表明書の受付	令和8年2月25日（水）17時まで（必着）
(2) 質問書の受付	令和8年2月25日（水）17時まで（必着）
(3) 質問への回答	令和8年3月4日（水）17時まで
(4) 企画提案書の受付	令和8年3月10日（火）17時まで（必着）
(5) 審査会開催	令和8年3月25日（水）頃（予定）
(6) 審査結果の通知	令和8年4月3日（金）頃（予定）

7 参加手続き

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、神奈川県（以下「県」という。）教育委員会教育局指導部保健体育課のウェブサイト内に設置する「全国高等学校総合体育大会に関すること」ページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/soutai.html>）（以下「県ホームページ」という。）からダウンロードするか、実行委員会事務局（県教育委員会教育局指導部保健体育課高校総体推進室（以下「高校総体推進室」という。）内）で入手すること。

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書（誓約書）（様式1）及び提出日現在の役員等氏名一覧表（別紙）を提出すること。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められない。

ア 提出書類

- (ア) 参加意思表明書（誓約書）（様式1）、役員等氏名一覧表（別紙）
- (イ) 参加資格確認様式（様式2）

イ 提出期限 令和8年2月25日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送

※ 電子メールの場合は、誤送信等の事故を防ぐため送信後、電話で送信した旨を連絡すること。

※ 持参の場合は平日9時～17時までに次の提出先まで持参すること。

エ 提出先 実行委員会事務局（高校総体推進室内）

※ 「11 問合せ先」を参照。

(3) 参加資格の確認

ア 「5 参加資格」に示す参加資格について、「(2)ア 提出書類」により、参加者として資格を満たすかどうか確認する。

イ 確認の通知等

「ア」の確認結果により、不適合となった者に対してはその旨を書面により通知する。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案書に関する質問がある場合には、質問書を提出すること。質問に対する回答は、神奈川県ホームページに質問及び回答内容を掲載する。

ア 提出書類 質問書（様式3）

イ 提出期限 令和8年2月25日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法 電子メール（r9-soutai.p6wv@pref.kanagawa.lg.jp）

※ 誤送信等の事故を防ぐため送信後、電話で送信した旨を連絡すること。

エ 提出先 実行委員会事務局（高校総体推進室内）

オ 回答日 令和8年3月4日（水）17時まで

(5) 企画提案書の提出

ア 記載内容

別紙1「企画提案提出書類一覧」のとおり。

イ 提出期限 令和8年3月10日（火）17時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 実行委員会事務局（高校総体推進室内）

※ 「11 問合せ先」を参照。

(6) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式4）」を提出すること。

8 選定方法

(1) 提出された企画提案書等について、要件等の形式審査の上、審査会による書類審査及びプレゼンテーション審査を経て決定する。

プレゼンテーション審査は、企画案の内容等について説明を行ったうえで、委員が質疑を行う。これは、特にアピールしたい点及び企画提案書等の内容を確認するため実施するもので、企画提案書等に記載のない新しい提案等はできないことから、アピールしたい点があれば、遺漏なく企画提案書等に記載すること。

(2) 審査項目及び審査内容等

別紙2「企画提案書評価基準」のとおり。

(3) 審査会

【審査会開催予定日】

令和8年3月25日（水）（予定）

※ 審査会の日程及び概要については、別途、参加意思表明書に記載の電子メールアドレス宛に通知する。

(4) 有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見の聴取を省略する場合がある。

(5) 参加が無効となる場合

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 上限額を超えているもの

オ 資格のないもの

- (6) 審査結果の通知
令和8年4月3日（金）頃（予定）

9 契約の締結

(1) 契約の手続

委託先として決定された者は、実行委員会と契約を締結する。当該契約の相手方決定の効果は、令和8年度当初予算に係る議会及び実行委員会の決議がなされ、令和8年度予算発効時において効力を生ずるものとする。契約期間中、実行委員会と適宜協議を行いながら、業務を実施すること。

なお、実行委員会では、契約に係る実行委員会の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととする。

このため、委託先として決定され契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設ける予定である。

（業者調査への協力）

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者（委託先として決定された者）に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(2) 契約書の作成

- ア 本契約は、契約担当者及び契約相手方の双方の記名による書面契約とする。
- イ 契約書は、契約書（案）を基に2通作成した上で、各自その1通を保持するものとする。
- ウ 契約条項
別紙契約書（案）のとおり。

(3) その他

選定した最優秀提案者と実行委員会との間で協議を行う契約締結の内容について、協議が調わなかった場合には、企画提案書の審査結果において合計点の順位が次に高い提案者と協議を行う。

10 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書は1者1案までとする。（グループは1者とみなす。）
- (5) 実行委員会は提出された書類を、選定以外の目的には、無断で使用しない。
- (6) 実行委員会が、企画提案書等の作成にあたって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用することはできない。
- (7) 事業は、実行委員会との調整の中で変更を伴う場合があり、その変更等については、

必要に応じて実行委員会と協議の上、対応する。

- (8) 審査結果に基づく提案者決定の効果は、令和8年度当初予算発効時において効力を生ずることとする。
- (9) 個人情報や特に機密性の高い情報を取り扱う外部サービス利用を提案するときは、別添のセキュリティチェックリストを満たしたものを提案すること。

11 問合せ先

(郵送先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

実行委員会事務局

(高校総体推進室内)

担当 中野、河口、三浦

(持参する場合)

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル12階

実行委員会事務局

(高校総体推進室内)

担当 中野、河口、三浦

電話 045-285-1037 (直通)

電子メール r9-soutai.p6wv@pref.kanagawa.lg.jp